

福岡市立新病院に関する小児 2 次医療連絡協議会規約（改正案）

（目的）

第 1 条 この協議会は、現こども病院移転後の、本市西部地区における小児 2 次医療提供体制の確保を図るため、各病院間の連携・協力のあり方等を検討することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会の名称は、「福岡市立新病院に関する小児 2 次医療連絡協議会」とする。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、第 1 条に掲げる目的達成のために必要な次の事項について、協議・調整を行う。

- （1） 現こども病院移転による影響の予測。
- （2） 上記予測に基づき必要と考えられる対策の検討。
- （3） 対策実施にあたっての各病院の役割分担と連携のあり方の検討。

（組織）

第 4 条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 独立行政法人国立病院機構九州医療センター 院長
- （2） 国家公務員共済組合連合会浜の町病院 院長
- （3） 福岡市立こども病院・感染症センター 院長
- （4） 福岡市医師会 会長
- （5） その他座長が指名したもの

（設置期間）

第 5 条 協議会の設置期間は新病院開設の年度末までとする。

（座長）

第 6 条 協議会に座長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、座長が必要があると認めるときに招集する。

(部会)

第8条 座長は、特定の問題を調査審議するため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は各病院長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月11日から施行する。

附則

この規約は、平成22年9月3日から施行する。

福岡市立新病院に関する小児2次医療連絡協議会委員（案）

（平成22年9月3日現在）

役職名		氏名
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	院長	村中 光
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	院長	安井 久喬
地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター	院長	福重 淳一郎
福岡市医師会	会長	江頭 啓介